

北九州市環境保全基金

北九州市環境局環境保全部環境管理課

1 概要

「地域環境保全基金」は、平成元年度に環境庁の補助により全国の都道府県及び政令指定都市において造成された。

近年、都市・生活型公害や地球的規模の環境問題の比重が高まるにつれて、これらの諸問題に対する取り組みが実効をあげるためには、市民一人ひとりが人間と環境についての関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を行っていくことが最も重要な鍵となる。

また、快適で潤いのある生活環境の形成、身近な自然環境とのふれあいを求める住民の声はかつてなく高まっており、今後、地域住民等の参加協力のもとに様々な環境保全のための活動をさらに展開していくことが必要となってきた。

このような状況を背景として、地域環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施することができるようになるため、平成元年度に全国の都道府県及び政令指定都市において地域環境保全基金を造成し、その運用益によって地域に根ざした環境保全活動を強力かつ広範に展開していくこととなった。同基金の造成に当たっては環境庁の補助（4億円以上の基金の造成に対して2億円を補助）のほか、基金造成に伴う地方負担についても地方交付税金によ

る財政措置が講じられた。

本市においても、平成2年3月「北九州市環境保全基金条例」を制定し、北九州市環境保全基金（4億円）をスタートさせた。

地域環境保全基金で行われる事業としては、地域環境保全活動基盤整備事業（地域環境保全活動拠点の整備、人材の育成、地域環境保全活動の基本方針等の策定）、地域環境保全に関する知識普及事業（学校及び地域での環境教育の推進、各種イベントの実施等）、地域環境保全活動支援事業、その他地域環境保全活動に関する事業である。

○北九州市環境保全基金条例

〔平成2年3月26日〕
〔条例第3号〕

（設置）

第1条 市民の環境保全に関する知識の普及及び実践活動の支援その他地域に根ざした環境保全に関する事業を推進するため、北九州市環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金の設置の目的を達するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達する

ため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 事業実績

本市におけるこれまでの事業の実施状況は次のとおりである。

(1) 平成2年度事業

① 環境教育の推進

市民の自発的な環境保全活動を促進するため、学校、家庭、地域社会、企業の各分野との連携によって総合的かつ体系的な環境教育を実施した。

平成2年度の環境教育関連事業は下記のとおりである。

| 行 事 名 称 | 実施時期 | 実施場所 | 参 加 人 数 |
|-------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 自 然 観 察 教 室 | 6月5日 | 小倉南区道原 | 170名 小学校4年生 |
| 環 境 週 間 講 演 会 | 6月7日 | 商工貿易会館 | 450名 一般市民(公募) |
| 環 境 ゼ ミ ナ ー ル | 6月8日 | 市内各地 | 100名 一般市民(公募) |
| 樹木の大气汚染浄化能力度チェック | 6月9日 | 槻田中学校 | 25名 中学校生徒 |
| 親 と 子 の 水 辺 教 室 | 7月27日 | 小倉南区 | 50名 一般市民親子(公募) |
| ス タ ー ウ ォ ッ チ ン グ | 8月16日 8月22日 1月16日 | 平尾台 児童文化科学館 児童文化科学館 | 200名 156名 35名 一般市民(公募) |
| サウンドマップ作成モデル事業 | 8月22日 ～27日 | 黒崎小学校 | 79名 小学校5年生 |
| あおぞら観察教室・大声大会 | 10月10日 | 皿倉山 | 275名 一般市民(公募) |
| 海 辺 の 教 室 | 10月17日 | 喜多久海岸 | 70名 小学校4年生 |

② 都市の自然を考える北九州国際シンポジウムの開催

(テーマ)

自然環境保全と環境教育

(開催時期)

平成2年8月(2日間)

(開催趣旨)

限られた都市空間の中で豊かな人間生活を築くため、都市、自然、人間環境のあり方を見直すことが求められている。このため、都市における自然環境保全のあり方や環境教育の進め方等について議論を深め、今後の自然環境と人間生活のあり方について市民とともに考えるというもの。パネラーには海外6カ国(アメリカ、イギリス、カナダ、ソ連(当時)、中国、インド)の研究者を招き検討した。また、併せて市民による自然環境アイデアコンテストを実施し、優秀作品の発表及び表彰を行った。

(一般聴衆)

延べ300名

③ ごみ減量化対策

ごみの減量化、資源リサイクルの推進を目的として、集団資源回収コンテスト、事業所に対する古紙回収・再生紙利用促進の呼び掛け、市民及びパート・スーパー等に対する過剰包装自粛PRの各事業を実施した。

(2) 平成3年度事業

① 環境教育の推進

従前から事業(前出)に加え、「騒音環境保全企業者研修会」の開催など各分野で多彩な環境教育を引き続き行って

いった。

② ごみ減量化・再資源化対策事業

急激に増大しつつあるごみの伸びを抑制するため、リサイクル・減量化を促進するようキャンペーンを展開するとともに、資源化のための分別収集について検討委員会を設置し、検討を行った。

集団資源ごみ回収コンテストは、前回より対象期間を延長し、回収の増大を図った。



③ 地球にやさしい暮らし展

市民生活や産業活動が地球にやさしいものとするために、福岡県と共催で環境保全啓発のための展示会を開催した。

(日時)

平成3年8月2～4日

(場所)

北九州国際会議場

(内容)

地球環境問題や都市・生活型公害についての問題をパネル等を使いわかりやすく紹介しながら、これらの問題解

決のための新しい技術の紹介や、暮らしの中で実際にできる工夫について提案した。

また、北野大氏（財団法人化学品検査協会、技術管理部長）の記念講演会や低公害車フェアをあわせて行った。

(参加人員)

約10,000人

④ 公害克服の歴史資料展示拡充事業
市民の環境保全意識の高揚のため、国連環境計画「グローバル500」の受賞を契機に、これまでの公害対策の歴史やその成果の常設展示を行った。



3 今後の施策

平成4年度も引き続き「環境教育推進事業」「ごみ減量化・再資源化対策事業」さらには下記の新規事業を行っていく予定である。

(平成4年度新規事業・予定)

① 「川の環境」説明表示板設置事業

環境局で調査している「川の生きもの」の河川域ごとの説明板を河川敷等に設置し、環境保全意識の高揚を図る。

② アースサミット記念フォーラムの開催

1992年にブラジルで開催される「環境

と開発に関する国連会議(アースサミット)」の成果を、広く市民に普及啓発するとともに地球環境保全の意識の醸成を図る。

本市では、現在、「北九州市ルネッサンス構想」に掲げる「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”へ」を目指し、快適環境の実現のため、各種施策に積極的に取り組んでいるところであり、今後とも一層充実した施策を展開していくこととしている。

(平成4年2月29日)



北野 大氏記念講演会